

祇園会霰天神山について

——「永正年中」の「霰」をめぐる——

一 『祇園会細記』にみえる由来

現代でも京都を代表する祭礼のひとつ、祇園祭（祇園会）の山鉾巡行に参加している山や鉾には、その趣向や由来を謡曲など古典や故実にもとめたものが多い。

そのようななかにあつて、やや異質な由来をもつものとして知られているのが、霰天神山である。というのも、この山には、つぎのような由来のあることが知られているからである。

霰天神山 あられてんじんやま
西へ入 錦小路室町

往昔、永正年中火災起りしに、時ならぬ霰降り、猛火忽消ぬ、奇見るに、其長一寸三分の天神あられとともに降り、屋の上にとゞまらせ給へり、因て、霰天神と号し、又ハ火除の天神とも名付奉る、町の名も霰屋町と云、

「永正年中」といえば、西暦では、一五〇四年から一五二一年にあたるから、ここでいう「往昔」というのは、一六世紀前半、つまり戦国時代のことになる。



『日本庶民文化史料集成 第二巻 田楽・猿楽』(三一書房、1974年) 所収

その戦国時代に、祇園会山鉾をささえる下京で「火災」がおこった。戦国時代の下京といえは、京都経済の中心地域であり、また、家屋も密集する市街地でもあったから、小さな火事でも、大惨事になることは必至であった。

実際、これより少し前、明応三年（一四九四）七月におこった火

河内 将芳（奈良大学文学部助教授）

E-MAIL kawauchi@daiitsunara-u.ac.jp

事では、「六十六町斗」が焼失する「近年之大火」¹という大きな被害をだしており、その記憶というのは、永正年中であれば、いまだ生々しく残されていたにちがいない。

ところが、このときは、突然に「霰」が降り、それによって、「猛火」もたちまちに消されてしまった。偶然おこった自然現象によって、大惨事をまぬがれたというわけだが、実は、それは偶然などではなかった。

というのも、よくよくみると、わずか「一寸式分」(約三センチあまり)の大きさの「天神」が、「あられ」(霰)といっしょに降って来、屋根のうえにそのすがたを見いだすこともできたからである。

そのため、この天神のことを、「霰天神」とも、「火除の天神」ともいうようになり、また、町名も「霰屋町」というようになった、というのが、右の由来の説くところである。

これは、江戸時代後期、宝暦七年(一七五七)ころに成立した『祇園会細記』²という書物に記される、霰天神山に関する由来である。

応仁・文明の乱前、つまり室町時代の山鉾の所在地を記す史料として知られる『祇園会山鉾事』にも、すでに「天神山(編少路) 同町と室町間」とみえ、また、応仁・文明の乱後、明応九年(一五〇〇)に再興された山鉾のなかにも、「天神山(トヒウメ) ニシキノ小路ト町ノ間也」の存在が確認できるから、少なくとも室町時代以後においては、現在とほぼ同じ地域に天神山と呼ばれる山のあったことがわかる。

もつとも、注意深くみてみると気がつくように、明応九年段階では、「霰」天神山と呼ばれず、「トヒウメ」天神山と呼ばれていたようだから、霰天神山の名前は、この時期にはいまだ存在しないことになる。

それでは、「霰屋町」という町名のほうはどうかといえ、こちら

も、現在、もつとも古い町名を伝える史料として知られる元龜三年(一五七二) 付上下京御膳方御月賄米寄帳³でも、「錦小路 天神山」と記されているだけなので、「霰屋町」という町名が中世の段階で確認されることはなさそうである。

となれば、『祇園会細記』が記す「霰屋町」という町名は、いつまでしかのほることができるといえるのかといえ、現在のところ、江戸時代前期の寛永元年(一六二四)から同三年(一六二六)ころにつくられた『都記』という地図に「あられや町」とみえるのがもつとも古い。

したがって、この寛永年間には、霰天神山と呼ばれる山があったという可能性も考えられなくもないが、ただ、「あられや町」の「あられ」が、ほんとうに霰を意味するのかということにも躊躇せざるをえない。

というのも、それからおよそ三〇年後の寛文五年(一六六五)に成立した地誌『京雀』⁴巻五には、つぎのように記されているからである。

むろ町西へ

○あかねや町 此町、祇園会七日の祭礼に宰府の天神飛梅(とひむめ)の故事(ことば)を山にかざり、天神山と号して、まつる、

ここにみえる「飛梅」というのは、かの有名な故実、「菅原道真が太宰府に左遷されて京の家を出る時、平生愛していた梅の木に「東風吹かば匂ひおこせよ梅の花主なしとて春を忘るな」との歌を詠んだところ、その梅の木が後に太宰府に飛んで行き、そこで生え切った」⁵ことを意味する。

『祇園会山鉾事』にみえる「トヒウメ」もまた、この飛梅と考え

られるから、少なくとも明応九年からこの寛文五年ころまでは、問題の天神山をかざる造物風流というのは、飛梅の故実にちなんだものであったと判断せざるをえないであろう。

よって、『都記』にみられる「あらねや町」も「あかねや町」の誤植であるという可能性も浮上してくるわけだが、いずれにしても、現在のところ、『祇園会細記』に記される由来については、これより古い文献史料には見いだすことができず、それが中世にまでさかのぼることができるのかという点については、さだかにすることができない。

文献史料を定石どおりにあつかって、ひととおり考えたとしても、おおよそ、以上のような結論に落ちつくのが妥当なところと思われるが、ただし、それにしても、なぜ、『祇園会細記』の段階になって、突然、これまでにはなかったような由来というのが登場してきたのであろうか。

また、なぜ、その由来というのが、「永正年中」に降った「霰」だったのだろうか。

正直なところ、手がかりとなるようなものはほとんどないが、ここでは、唯一の手がかりともいえる「永正年中」と「霰」に焦点をしばって考えてゆくことにしよう。

二 永正一三年四月の雹

ところで、霰あられというのは、「空中の雪に過冷却の水滴が付着した、白色不透明な、小さな粒状のもの」で、「冬期に限るが、古くは、夏に降る雹も含めてもいった」とされている。

現在では、五ミリ未満のものを霰、五ミリ以上のものを雹ひょうといっているようだが、たしかに、中世の史料では、霰と雹は区別されず

に記されることも多い。

そして、そのことを念頭において、史料をさがしてみると、つぎのような記事を見いだすことができる。

晴、入夜雨雹下、雷鳴五六十年以来未聞次第云々、宿鳥霰二被打死云々

これは、戦国時代の公家、近衛尚通の日記『後法成寺閔白記』永正一三年（一五一六）四月一日条にみられる記事である。

右によれば、その日、好天だった天気は、夜になってにわかには雷雨となり、雹も降り出した。

雷鳴すさまじく、そのさまは「五六十年以来未聞次第」であったというが、雹のほうも尋常ではなく、それに当たって「宿鳥」（ねている鳥）も死んでしまったという。

旧暦の四月といえば、もう初夏、そのような季節に、冬に降る霰が雹といつしよに降るとは考えられないので、ここからも、雹と霰が区別せずに記されていたことがわかる。

実際、このときのできごとを記した、ほかの史料でも、つぎのようにみることができる。

四月十一日、夜大霰、其大如梅、四条五条川原水鳥当霰死云々、

これは、醍醐寺理性院の僧、巖助の日記『巖助往年記』の記事である。

ここでも、雹ではなく、「大霰」と記されていることから、両者の区別がいまいであったことがうかがえるが、ここではむしろ、このときに降ってきた雹の大きさが、「梅」のようであったこと、また、

その電に当たって死んだ「宿鳥」というのが、鴨川の「四条五条川原水鳥」だったことに目がひかれよう。

このように、四条・五条河原の水鳥を殺してしまうほどの電であったのならば、当然、被害はそれだけにはとどまることはなかった。

事実、つぎの史料からは、その点をうかがうことができるからである。

四月十一日ノ夜初夜之時分、大霞如梅、雷電振地云々、或小家之棟ヲ打破、或小麥大麥絶種損、其外四条五条之川原、水鳥皆死云々、是於洛中下京計也、上京者大方之儀也云々、其霞至翌日未消、不可説云々、

これは、『永正十三年記』¹⁰という記録に残された記事であるが、このときの電は、水鳥を殺しただけでなく、「小家之棟」を打ち破り、「小麥大麥」にも甚大な被害をあたえていたことが知られる。

よく知られているように、戦国時代の京都では、上京と下京に代表される市街地が、応仁・文明の乱前とくらべて小さく凝縮されてしまったため、連歌師の宗長がその日記『宗長手記』¹¹下に「大裏は五月の麦の中」と記したように、天皇の住まう内裏（大裏）の間近にまで麦畑など耕地がせまっていた。

『永正十三年記』が、「小家」の被害とならべて、わざわざ「小麥大麥」のことを記しているのは、そのような状況をふまえたものと考えられるが、ここで注目されるのは、むしろそのあとの記事のほうである。

なぜなら、そこには、「是於洛中下京計也、上京者大方之儀也云々」と記されており、今回の電で、とりわけ被害をこうむったのが、下京であったということが知られるからである。

現在においても、電の被害というのが、局地的であるということ踏まえるならば、このようなことも十分ありえたと思われるが、それ以上に、この電の降ったのが、永正一三年四月一日、つまり、「永正年中」であったという事実からは、『祇園会細記』にみられる霞の話とのあいだになんらかの関連が感じられる。

もっとも、このときの電が火災を消したという形跡については、史料をみるかぎり、確認することはできない。

しかし、現在のところ、永正年間に電が降ったという事実が、管見のかぎりでは、この永正一三年と『暦仁以来年代記』¹²の永正一〇年（二五二三）条に記される「五月一日、大霞降、其大如梅実也」をのぞいて見いだすことができない以上、どのような経緯があったかまでは不明ながらも、これらのことが、はるか二五〇年の時をへだてて、宝暦七年（一七五七）ころに記憶として掘りおこされた可能性というのは高いといえよう。

ただ、かりにそうだとしても、なぜ、そのような自然現象が、記憶に刻まれることになったのであろうか。

三 電と凶事

そこで、注目されるのが、つぎのような史料の存在である。

前掲由小巻
在重卿勘文

今月十一日、亥時雷鳴、雨電降、大如梅子、

天地瑞祥志曰、電者陰脅陽之象也、其状如積水、此臣欲凌上象也、天鏡経云、電下与雨俱降有賊害者、庶民大乱、京房易伝云、電下傷木枝及五穀者、臣欲凌上、華林天災占云、冬之過陽、夏之伏陰也、朝兵起、天子凶、又云、年大飢、宋書五行志

日、晋明帝大寧三年四月、雨雹俱降、是年帝患有蘇浚之乱、孝武帝大元十二年四月、雨雹、是時有事中州兵役連歲、

永正十三年四月十二日

勘解由小路
陰陽頭在富
從三位在重

これは、『後法成寺関白記』永正一三年四月一二日条、つまり、さきにみた記事の翌日に記された、陰陽頭勘解由小路在富とその父、在重による勘文である。

近年では、一〇世紀ころ日本で成立した呪術的な宗教として理解されるようになって¹³⁾いる。陰陽道は、室町時代、幕府の宗教政策にもなつて、あらたな位置づけがなされたことでも知られている¹⁴⁾。

具体的には、三代將軍足利義満が陰陽師安倍有世を重用したことにはじまり、その後、安倍氏においては土御門家が、また安倍氏とならぶ陰陽師賀茂氏においては勘解由小路家が、天変地異などを解釈し、注進する勘申機能を期待されていたという。

よつて、右の勘文もまた、そのような勘申のひとつと考えられるが、その内容というのは、最初の一行目にあきらかなように、前日の一日に降つた雹についてであった。

このことからまず、雹が降るといふ自然現象が、どうやら天変地異としてうけとめられていたことがうかがえるが、右の勘文では、「天地瑞祥志」「天鏡経」「京房易伝」「華林天災占」「宋書五行志」といった、陰陽道関係とおぼしき書物の名前がずらりとならび、そのおのおのにおいて、雹の降ることがどのように解釈できるのかが説明されている。

その意味するところは、よほど陰陽道に通じていなければ、理解できないようにも思われるが、それでも、それをとつても、あまりよいきざしではなかったことだけは読みとれよう。

雹が降るといふ自然現象が、実害もさることながら、陰陽道においても、いかに凶事とされてきたことがうかがえるが、そのようななか、このときもつとも問題視されていたのが、「宋書五行志」の説くところであった。

なぜなら、そこでは、四月に、「雨雹俱降」「雨雹」＝雨と雹がいつしよに降ると、「乱」、あるいは、「兵役」(戦争)がおこると説明されているからである。

この年に実際に乱や戦争があつたのかどうかという点については、このころが戦国時代のまったなかであつたことを考えると、具体的にどのできごとを指しているのかは判断がつきにくい。

ただ、これより一五年前の文亀元年(一五〇一)四月二一日にも、雹が降り、それに対してだされた勘文もまたつぎのようであつたという記憶は、あざやかによみがえつたことであろう。

今月廿一日申時雷鳴雨雹降、雹其大如梅、

天文要録云、夏雹降、陰脅陽、

又云、冬之愆陽夏之伏陰也、

又云、夏雹降陰氣專情凝合也、

又云、夏秋雹降者、天子慎之、

又云、夏雹降、必兵革起、大將軍慎之、

又云、夏雹降、其年天旱人民飢、

又云、四月雹降、天下有疾疫、

孝武帝大元十二年四月雷鳴雨雹、是年有事中州、兵役連歲、

文亀元年四月廿一日 從二位安倍朝臣有宣

右は、公家の三条西実隆の日記『実隆公記』¹⁵⁾文亀元年四月二三日条にみえるものである。永正一三年のときは、勘解由小路家による

勘文だったが、このときは、土御門有宣による勘文であったことがわかる。

注目されるのは、ここでもやはり四月にかかわる部分で、「天文要録」という書物によれば、「兵役」だけではなく、「四月電降、天下有疾疫」、つまり疫病の流行もあるとされている。

このときの電のことについては、公家の東坊城和長の日記「和長記」四月二一日条にも、「後聞、占文尤凶也、凱離・英草、
兵革等云々」とみえるから、四月に電が降るといえるのは、よほどの凶事とうけとめられていたことだけはあきらかといえよう。

いづれにしても、以上の検討より、戦国時代においては、電、あるいは、それと同じようにみられていた霞が、かなりネガティブなイメージをもった存在であったという事実が浮かびあがってくるわけだが、しかしながら、そうなると思えば、猛火を消しきった、天神の乗り物のようにとらえられていた、『祇園会細記』にみえる霞とのあいだのギャップというのも大きいといわざるをえなくなる。

そこには、いったいどのような事情があったのだろうか。つぎに、この点についても、考えてみることにしよう。

四 大火と雷と天神

そこで、思いあたるのが、『祇園会細記』が成立した宝暦七年（一七五七）ころからさかのぼること、およそ半世紀前の宝永五年（一七〇八）三月におこった、宝永の大火のことである。

江戸時代をとおして、京都がたびたび大火にみまわれたことはよく知られているが、その最初の大火といふべきものが、この宝永の大火であった。

神沢貞幹の随筆『翁草』16巻三によれば、その火元は、「油小路三条

上る町西側北より二軒目、伊勢屋市兵衛と申者」の家、「折節坤風強く」、「三月八日午の刻」にでた火は、またたくまに広がり、内裏や院御所をはじめ、「公家衆九十五軒」、「大名屋敷二十一軒」、そして、「下鴨の内、河合社并社家大方焼」という大惨事となった。

もちろん、上京・下京の市街地の被害も尋常ではなく、焼亡の範囲は、「凡南北二十余町、東西十一町余」、「町数四百十七町、家数一万三百五十一軒」におよんだとされている。

そのようななか、祇園会山鉾をだす山鉾町もまた、その被害をまぬがれなかったようだが、ところが、『翁草』巻三によれば、「中筋焼亡の分」のうち、「錦小路通」は「西は東洞院、東は寺町」であったという。つまり、天神山の所在する地域は、かろうじて類焼をまぬがれていたという事実が知られるのである。

山鉾町のうちでも、戦国時代では「十四日山々」と呼ばれた、いわゆる後祭をになう町々のほうは、火元が油小路三条ということもあって、かなりの被害がでたと思われるのに対して、天神山をふくめた、「七日山鉾」と呼ばれた、いわゆる前祭をになう町々は、奇跡的にその被害が小さなものにとどまった。

それは、『翁草』巻三が伝えるように、「折節坤風強く、須臾の間に艮の方へ焼漫り」という、ひとえに風向きがよかったという自然現象のなせるわざではあったが、しかし、それだけに、その奇跡をなんらかのかたちで解釈しようとする動きというのも当然みられたであろう。

おそらくは、そのような動きのなかで、数ある自然現象のうち、「永正年中」の「霞」＝電というものが記憶として掘りおこされ、「猛火」を消す天神と結びつくことになったと思われるが、それでは、なぜ、それが霞や電だったのだろうか。

残念ながら、この点についても、手がかりとなる材料はないが、

ただ、永正年間の電にかかわる記事を注意深くみてみるとわかるように、電が降る際には、きまって「雷鳴」「雷電」、つまり雷がともなっていたという事実が関係するのかもしれない。

なぜなら、よく知られているように、古くより天神は、雷神ともみなされていたからである。あるいは、天神山の所在する町の町名が、「あかねや町」「あられや町」とも呼ばれていたことも無関係ではないかもしれない。

いずれにしても、由来にかかわる、このもつとも肝心な点については、結局のところ、文献史料によって詰めることができないというの、いつわらざる現状である。

正直なところをいえば、当初、『祇園会細記』に記される「永正年中」の「霰」というのが、さきにくわしくみたように、現実存在した自然現象として確認することができるので、この両者のあいだの関係についてもなんとかひもとけるものとふんでいた。

ところが、実際には、そのあいだを埋める文献史料がみつからず、結局、ここまでのような苦しい解釈を展開せざるをえなくなったわけだが、ただ、そのようにして見て、あらためて気づいたこととしては、江戸時代の早い時期に固定したといわれる祇園会山鉾をかざる造物風流やその由来にも、実は風流が本来もっていた新規性というものが、思いのほか失われていなかったことがあげられよう。

なぜなら、現状の文献史料にしたがえば、すでにそれまでに存在していた「トヒウメ」天神山と霰とがむすびつくという、霰天神山の由来というの、『祇園会細記』の成立した時期をさほどさかのぼる可能性は少ないと考えざるをえないからである。

それにしても、なぜ、それが、実際に存在した「永正年中」の「霰」(電)だったのだろうか。しかも、そこでは、電のイメージとというのが完全に逆転している。

しかし、そこからは逆に、ネガティブなイメージが重ねられていた電と天神とをむすびつけるなどということが、およそ中世の段階では、考えられなかったことを照らしかえすことにもなるわけだが、いずれにしても、霰天神山をふくめ、中世にまでその由来をさかのぼらせることのできると思われてきた¹⁷⁾祇園会山鉾も、実はひとつひとつ吟味してゆけば、おのおのの時代にそくして変化をとげていたという、ごくあたりまえの事実につきあたる点には注意しておく必要がある。

霰天神山の由来についてのさらなる検討とともに、あわせて今後の課題としておきたいと思う。

注

- (1) 「和長記」(京都大学附属図書館写本) 明応三年七月六日条。
- (2) 藝能史研究会編『日本庶民文化史料集成 第二巻 田楽・猿楽』(三一書房、一九七四年)。
- (3) 『立入宗継文書・川端道喜文書』(国民精神文化研究所、一九三七年)。
- (4) 『新修京都叢書』巻一(臨川書店)。
- (5) 『日本国語大辞典』七巻(小学館)。
- (6) たとえば、「当町から巡行する祇園会山鉾を、宝曆―天明期から霰天神山とよぶようになるのは、火難守護の伝承もさることながら、民間に流布した「あられや町」の名ともかわつていよう」(『京都市の地名』平凡社、一九七九年)という理解に代表される。
- (7) 『日本国語大辞典』九巻(小学館)。
- (8) 大日本古記録。
- (9) 『改訂史籍集覧』第二五冊。
- (10) 『大日本史料』第九編之六。
- (11) 島津忠夫校注『宗長日記』(岩波文庫、一九七五年)

- (12) 『統群書類従』第二九輯。
- (13) 山下克明『平安時代の宗教文化と陰陽道』(岩田書院、一九九六年)。
- (14) 柳原敏昭「室町政権と陰陽道」(『歴史』七一号、一九八八年、のちに『陰陽道叢書』2 中世) 名著出版、一九九三年)。
- (15) 統群書類従完成会刊本。
- (16) 京都市編『史料京都の歴史』4 市街・生業(平凡社、一九八〇年)。
- (17) 林屋辰三郎『町衆―京都における「市民」形成史―』(中公新書、一九六四年)、一三四～五頁。